

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）373条1項1号及び702条の8第1項の各規定に基づく差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の滞納金（別紙1「請求人に対する滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表」記載のもの。）を徴収するために、請求人の保有する普通預金の払戻請求権に対して行った差押処分（以下「本件処分」という。対象となる請求人の普通預金口座及び差押えの範囲は、別紙2「差押目録」記載のとおりである。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の違法・不当を主張し、その取消しを求めている。

当該納税対象不動産は現在裁判中（請求人は当事者でない）物件であり、少し前に東京都〇〇都税事務所職員に対し電話連絡において当該裁判の判決があり当該納税対象不動産の所有権の移転があつてから当該納税をする意思がある旨表示済みであるにも関わらず、何らの予告もなく、その後突然「差押執行通知」が集合住宅1階の集合ポストに入れられ、請求人が、集合ポストに入れられた当該通知があることに気付い

たときには当該「差押執行通知」記載の期日が過ぎてしまっていた。

請求人の力の及ばない事情があるにも関わらず、またその旨の説明をしているのに、無造作に集合ポストに入れられた「差押執行通知」をもって請求人個人の銀行口座が差押えられてしまったことは納得ができない（現時点で、当該納税対象不動産は請求人の所有になっていないし、その不動産の代表者になった意識も事実も無く、その不動産の代表者になるべく関わる手続きを何らしたことも無い）。

ただし、請求人は、納税すべき時期が到来したときには法律に定められた納税を正しくする意思である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年12月12日	諮問
令和 5年 1月31日	審議（第74回第2部会）
令和 5年 2月27日	審議（第75回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法343条1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課すると定めている。
- (2) 法371条1項は、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなればな

らない旨定めている。

- (3) 法 3 7 3 条 1 項 1 号は、固定資産税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨規定している。

なお、上記規定は訓示規定であり、督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日を過ぎて差押処分を行ったとしても、同処分は有効であると解される（徳島地方裁判所昭和 3 0 年 1 2 月 2 7 日判決同旨・行政事件裁判例集 6 卷 1 2 号 2 8 8 7 頁）。

- (4) 法 3 7 3 条 7 項は、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定している。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行う。）。

ア 徴収法 5 4 条は、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないと規定する（同条柱書及び 2 号）。

イ 徴収法 6 2 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うと規定し（同条 1 項）、同項の差押の効力は債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する（同条 3 項）。

ウ 徴収法 6 3 条は、徴税吏員は、債権の全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができると規定する（同条ただし書）。

- (5) 法 7 0 2 条の 8 第 1 項は、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税とあわせて行うものとする旨定めている。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が3年度固定資産税等について、納期限までに完納しなかったため、別紙1督促状発付日の欄のとおり各督促状を発付したが、各督促状の発付日から起算して10日を経過しても完納されなかったことから、差押調書により本件処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、株式会社〇〇銀行に送付したことが認められる。そして、債権差押通知書が同銀行に送達されたことにより、請求人の預金債権に差押えの効力が生じ、差し押さえた財産が債権であることから、処分庁は、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めにもとって適正に行われていると認められ、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、3年度固定資産税等の対象不動産は現在裁判中であり、当該裁判の判決及び当該対象不動産の所有権の移転の後に納税をする意思がある旨を処分庁に説明していたにも関わらず、突然本件処分を行ったのは違法・不当である旨主張する。

しかし、裁判中であつたとしても、裁判中であることを理由に差押処分を停止する旨の法の定めはなく、本件処分が法令等の定めにもとって適切に行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2 (略)